

令和2年度障害者施策の概況 (令和3年版障害者白書)

<概要>

令和3年6月
内閣府

この文書は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第13条の規定に基づき、障害者のために講じた施策の概況について報告を行うものである。

障害者白書について

障害者基本法に基づき、毎年、国会に提出（法定白書）。今年で 28 回目（※）。

＜障害者基本法＞（昭和 45 年法律第 84 号）

第 13 条 政府は、毎年、国会に、障害者のために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならない。

（※）現在の障害者基本法は、昭和 45 年に成立した心身障害者対策基本法が、平成 5（1993）年に改正され、法律名称が「障害者基本法」に改められたものであり、同改正に伴い、いわゆる法定白書としての「障害者白書」の国会提出が規定されたもの（「障害者白書」は、平成 6（1994）年版より作成されている）。

令和 3 年版障害者白書のポイント

- 新型コロナウイルス感染症対応、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたユニバーサルデザインや心のバリアフリー等の推進、障害への理解促進、障害者差別解消など各分野における障害者施策を掲載
- 教育、雇用、生活、まちづくり、情報・意思疎通など、官民の取組、具体事例を 39 項目のトピックスで紹介

目 次

[第1章 新型コロナウイルス感染症への対応（新規）](#)

[第2章 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた動き（新規）](#)

[第3章 障害のある人に対する理解を深めるための基盤づくり](#)

- 第1節 広報・啓発等の推進
- 第2節 障害を理由とする差別の解消の推進

[第4章 社会参加へ向けた自立の基盤づくり](#)

- 第1節 障害のある子供の教育・育成に関する施策
- 第2節 雇用・就労の促進施策

[第5章 日々の暮らしの基盤づくり](#)

- 第1節 生活安定のための施策
- 第2節 保健・医療施策

[第6章 住みよい環境の基盤づくり](#)

- 第1節 障害のある人の住みよいまちづくりと安全・安心のための施策
- 第2節 障害のある人の情報アクセシビリティを向上するための施策

[第7章 国際的な取組](#)

我が国の国際的地位にふさわしい国際協力に関する施策

TOPICS

- ・東京パラリンピック競技大会
- ・心のバリアフリーの普及について
- ・案内用図記号(ピクトグラム)のJIS改正について
- ・共生社会ホストタウンについて
- ・交流及び共同学習オンラインフォーラム
- ・障害者差別解消に関する取組事例
- ・GIGAスクール構想における障害のある児童生徒のための入出力支援装置の整備
- ・新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告について
- ・障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度(もにす認定制度)
- ・障害者の就労支援における農福連携
- ・障害者優先調達推進法に基づく国等の取組について
- ・障害者総合支援法の成立と沿革
- ・地域における発達障害者支援体制の整備
- ・障害者扶養共済制度(しょうがい共済) ～「障害のある人が、生涯安心して暮らしていけるように」～
- ・スポーツを通じた共生社会実現に向けた取組
- ・スポーツを通じた社会参加の推進
- ・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律及び基本的な計画について
- ・障害者の芸術文化活動支援拠点の全国への広がり
- ・「ここから展」から「CONNECT²」へ
- ・障害者自立支援機器等開発促進事業 ～開発助成とシーズ・ニーズマッチング交流会～
- ・共生社会等に関する基本理念等の普及啓発について
- ・依存症について
- ・保健・医療の向上に資する研究開発等の推進
- ・バリアフリーに係る制度・仕組みの見直し
- ・移動等円滑化に関する「心のバリアフリー」の推進
- ・ホテル・旅館、観光地のバリアフリー化
- ・公共交通機関・建築物等のトイレのバリアフリー化
- ・鉄道におけるバリアフリー化
- ・バス・タクシー・航空のバリアフリー化
- ・ICTの活用によるシームレスな移動の実現
- ・外国人や障害のある人等が利用する施設における避難誘導等の多言語対応等に関する取組の促進
- ・救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用
- ・音声によらない119番通報
- ・110番アプリシステム
- ・著作権法の一部を改正する法律の公布・施行
- ・視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画について
- ・情報バリアフリーの促進
- ・聴覚に障害のある人にも電話というツールを～公共インフラとしての電話リレーサービス～
- ・障害者のエンパワメントと障害者主流化促進プロジェクト(南アフリカ共和国)

データ

- ・地方公共団体における障害者差別解消支援地域協議会の設置状況
- ・心のバリアフリー推進員養成数
- ・特別支援学校等の児童生徒の増加の状況
- ・特別支援学校や幼稚園、小・中・高等学校に在籍する医療的ケア児等の推移
- ・障害児保育の実施状況推移
- ・放課後児童クラブにおける障害児の受入数の推移
- ・民間企業における障害者の雇用状況
 - ：実雇用率と雇用されている障害者の数の推移
 - ：企業規模別実雇用率
 - ：企業規模別達成企業割合
- ・民間企業における企業規模別障害者の雇用状況
- ・国・地方公共団体における障害者の在籍状況
 - ：法定雇用率2.5%が適用される国、地方公共団体
 - ：法定雇用率2.4%が適用される都道府県等の教育委員会
- ・国の機関ごとの障害者の在籍状況
- ・ハローワークにおける障害者の職業紹介状況、職業紹介件数
- ・障害者就労施設等からの調達実績(障害者優先調達推進法)
- ・認知症高齢者、障害のある人等の消費生活相談件数(年度別、商品・役務別)
- ・相談支援・発達支援・就労支援全体の推移(発達障害者支援センター)
- ・年金、手当及び給付金の額の推移
- ・福祉専門職の資格登録者数
- ・リハビリテーション等従事者の資格登録者数
- ・「移動等円滑化の促進に関する基本方針」における新たな整備目標について
- ・障害のある人を含む障害世帯向け住宅建設戸数(公営住宅、都市再生機構賃貸住宅)
- ・各空港のバリアフリー化
- ・旅客施設におけるバリアフリー化の状況、推移
- ・車両等におけるバリアフリー化の状況、推移
- ・特定道路におけるバリアフリー化の推移
- ・バリアフリー対応型信号機の設置状況
- ・条件付運転免許の保有者数
- ・全国の消防本部の救急ボイストラ導入状況
- ・国際協力(技術協力)の状況
 - ：本邦研修
 - ：ボランティア
 - ：技術協力プロジェクト事業
- ・日本NGO連携無償資金協力(2020年度障害者支援関連事業)
- ・障害者数(推計)
- ・年齢階層別障害者数の推移(身体障害児・者(在宅)、知的障害児・者(在宅)、精神障害者(外来))
- ・障害者手帳所持者数、性・障害種別等別
- ・精神障害者の男女別数
- ・障害者施策関係予算の概要

第1章 新型コロナウイルス感染症への対応

- 政府における対応(新型コロナウイルス感染症対策本部の設置等)
- 障害のある人に関わる主な措置
 - ・ 障害福祉サービス事業者等への支援
感染症対策実施に必要なかかり増し費用(マスク、消毒の費用等)などを助成したほか、現場における感染症への対応力底上げのための感染症対策マニュアルなどを作成して周知
 - ・ 障害のある子どもへの対応
臨時休業等で学校に登校できない児童生徒の学びを保障するために、障害種毎の家庭学習上の留意事項を通知

第2章 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた動き

- 「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」に基づく取組の推進
「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」を基に共生社会の実現に向けた諸施策を推進する中、障害のある人の視点を施策に反映させる仕組みとして「ユニバーサルデザイン 2020 評価会議」を設置し、各省庁の施策等を評価
- 「心のバリアフリー」の普及・拡大
障害の有無等にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」の研修教材を作成し、学校、企業、地域などで幅広く活用、観光施設における心のバリアフリー認定制度の創設、小学校で2020年度から中学校で2021年度から新学習指導要領を踏まえた授業を全面实施



「心のバリアフリー」を学ぶアニメーション教材

- 「共生社会ホストタウン」の取組
共生社会の実現に向けた取組を加速し、東京パラリンピック競技大会以降につなげていく「共生社会ホストタウン」の取組を推進



バリアフリー推進パートナーや当事者によるまち歩き点検(福島市)



トレーラーハウスを活用した車いす対応型の合宿所(田川市)

第3章 障害のある人に対する理解を深めるための基盤づくり

第1節 広報・啓発等の推進

- 「障害者週間」(毎年12月3日～9日)における全国的な広報・啓発活動、国民への理解促進のための取組の推進



障害者週間ポスター



「障害者週間」関係表彰式



「障害者週間」連続セミナー

- 学校教育における理解促進等の取組

教育委員会が主体となり、学校において、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒等の交流及び共同学習の機会を設けることにより、障害者理解の一層の推進を図る取組等を実施。また、「ユニバーサルデザイン2020 行動計画」に基づき「心のバリアフリー学習推進会議」を設置、心のバリアフリーの促進を図るとともに、教育委員会や学校等に対して積極的な取組の促進



音楽の授業や給食を通じた居住地校での交流及び共同学習



※福井県



※青森県

障害者スポーツ等を通じた交流及び共同学習

※「交流及び共同学習ガイド」(2019年3月改訂)の取組事例

第2節 障害を理由とする差別の解消の推進

- 「障害者差別解消法」の円滑な施行の推進

- ・ 合理的配慮の提供等事例集の作成、活用

- ・ 「障害者差別解消支援地域協議会」の設置等の促進

地域の関係機関が連携し、差別事案への効果的な対応や紛争解決の後押しを行えるよう、自治体における地域協議会の設置等を促進

- ・ 「障害者差別解消法」の施行後3年の見直しの検討

内閣府の障害者政策委員会による「障害者差別解消法」の施行3年後の見直しに関する意見書等を踏まえ、事業者による合理的配慮の提供の義務化等を内容とする同法の改正法案を2021年通常国会に提出し、同年5月に成立した。

第4章 社会参加へ向けた自立の基盤づくり

第1節 障害のある子供の教育・育成に関する施策

○ 障害のある児童生徒のための入出力支援装置の整備

「1人1台端末」と「学校における高速通信ネットワーク」の整備による教育のICT化の推進(GIGAスクール構想)において、障害のある児童生徒が1人1台端末を効果的に活用できるよう、一人一人に応じた入出力支援装置(音声読み上げソフト、点字ディスプレイ等)の整備を支援

○ 病気療養児に対する遠隔教育の取組

病気療養児の教育機会を確保するとともに学習や学校生活に関する不安感を解消し円滑な復学につなげるため、遠隔教育等を活用した取組を推進。2020年4月に、「学校教育法施行規則」の改正により、高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する遠隔教育の単位修得数等の上限を緩和

第2節 雇用・就労の促進施策

○ 公務部門における障害者雇用

公務部門における障害者雇用の不適切計上を踏まえ、雇用率の達成はもとより、雇用の質の向上を実現するため、障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員の選任義務等に加え、「障害者活躍推進計画」の作成・公表義務を課し、これに基づき障害者雇用を進める取組を実施

○ 障害のある人への地域における就労支援

ハローワークを中心とした関係機関とのチーム支援、一般雇用や雇用支援策に関する理解促進、トライアル雇用等による就労支援の充実と活性化

○ 障害特性に応じた雇用支援策の充実

ハローワークに配置した専門の相談員による求職者へのきめ細かな相談支援や事業主に対する支援、就職や職場定着のために必要な支援等の情報を共有するための「就労パスポート」の作成、テレワーク勤務への支援等

○ 障害者の就労支援における農福連携

農業分野に取り組もうとする就労継続支援事業所等に農業分野の専門家を派遣し、農業に関する知識・技術習得や販売・加工の助言・指導等を実施

また、全国的な機運の醸成を図り、今後強力に推進していく方策を検討するため、「農福連携等推進会議」を設置し、「農福連携等推進ビジョン」を策定



地元の野菜や果実からジュースやジャムを製造し、販売

第5章 日々の暮らしの基盤づくり

第1節 生活安定のための施策

○ 障害福祉サービスの計画的な基盤整備

都道府県及び市町村では、「第5期障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」に基づく福祉施設の入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等の整備、障害児支援の提供体制の整備等の取組を実施

また、厚生労働省では、地域共生社会の実現に向けた取組、障害者の社会参加を支える取組などをポイントとする「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」の策定に係る基本指針を2020年5月に改正

○ 2021年度障害福祉サービス等報酬改定

障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、相談支援の質の向上、効果的な就労支援、医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進、感染症等への対応力の強化などの課題に対応

○ 地域における発達障害者支援体制の整備

当事者同士のピアサポート、ペアレントプログラム・ペアレントメンターによる家族支援、発達障害者支援センターを中心とした相談支援、青年期の発達障害者等の居場所作り等の支援など、地域の支援体制・対応力の強化

○ スポーツの振興

・ スポーツを通じた共生社会実現に向けた取組

パラリンピアン等の学校での講演やパラ競技体験、ICT機器を活用したパラアスリートと児童生徒の交流、県民パラスポーツ大会や学校区、企業対抗等の様々なレベルでのパラスポーツ体験会等の実施



長野県民障害者スポーツプロジェクト

○ 文化芸術活動の推進

・ 「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」に基づく取組

障害者による文化芸術活動の幅広い促進、芸術作品等の創造への支援強化や、障害者による文化芸術活動に係る地域での作品等の発表等、障害者の文化芸術活動の充実に向けた各種取組を実施

第2節 保健・医療施策

○ 精神保健医療福祉施策の取組状況

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」(厚生労働省)が、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築には、障害者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進める必要があるなどとした報告書を2021年3月に取りまとめ

第6章 住みよい環境の基盤づくり

第1節 障害のある人の住みよいまちづくりと安全・安心のための施策

○ 移動等の円滑化の一層の推進

・「バリアフリー法」の改正

2021年4月、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の一部を改正する法律」が全面施行。公共交通事業者等に対するソフト基準適合義務の創設、優先席・車椅子利用者用駐車施設等の適正な利用、市町村等による「心のバリアフリー」を推進

○ ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー施策の推進

・「バリアフリー法」に基づく心のバリアフリーの推進

「バリアフリー教室」の全国各地での開催、鉄道利用者への声かけキャンペーン等の啓発活動の推進、障害のある人等が公共交通機関を利用する際等の支援・接遇を的確に行うためのガイドラインや研修モデルプログラムを交通事業者に向けて作成、教育・研修を促進



ノンステップバス乗降体験(バリアフリー教室)



視覚障害者疑似体験(バリアフリー教室)

○ 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進

・鉄道におけるバリアフリー化

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、バリアフリールート複数化、エレベータの大型化やホームドアの設置等のバリアフリーの高度化を推進。新幹線においては、「移動等円滑化基準」を改正し、2021年7月以降に導入される全ての新幹線車両について、車椅子用フリースペースの設置が義務付けられた。

駅ホームの安全性向上については、ホームドア整備の前倒しや駅員による誘導案内などハード・ソフト両面からの転落防止対策を推進

○ 安全な交通の確保

・障害のある人等の利用に配慮した信号機等の整備の推進

音響により信号表示状況を知らせる音響信号機、青時間までの待ち時間及び青時間の残り時間を表示する経過時間表示機能付き歩行者用灯器等のバリアフリー対応型信号機等の整備の推進

Bluetoothを活用し、スマートフォン等に歩行者用信号情報を送信するとともに、スマートフォン等の操作により青信号の延長を可能とする「歩行者等支援情報通信システム(PICS)」の整備を推進

○ 防災、防犯対策の推進

・「災害対策基本法」の一部改正

2021年に、個別避難計画の作成を市町村長の努力義務とすること等を盛り込んだ「災害対策基本法」の一部改正が行われた。これを踏まえ「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組方針」に個別避難計画の作成・活用に係る具体的手順等を追加

第2節 障害のある人の情報アクセシビリティを向上するための施策

○ 情報アクセシビリティの向上

「デジタル活用共生社会」の実現を目指すべきであるとしたデジタル活用共生社会実現会議(総務省)の報告に基づき、障害のある人や高齢者等が ICT 機器の利用方法を学ぶことのできる「デジタル活用支援員」の取組等を推進

○ 社会参加を支援する情報通信システムの開発・普及

・ 電子投票の実施の促進

自書が困難な選挙人の投票を容易にもするタブレット端末などの汎用機を用いた電子投票が実施できるよう電子投票システムの技術的条件の見直しを実施。地方公共団体に対して情報を提供

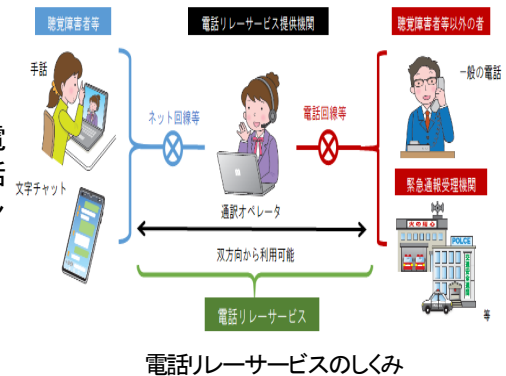
○ 読書バリアフリー基本計画の策定

2019 年施行の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」に基づき、2020 年7月に、アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上等について取り組む「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」を策定

○ コミュニケーション支援体制の充実

・ 公共インフラとしての電話リレーサービス

聴覚に障害がある人が家族などに頼らずに電話をかけられるよう、手話通訳や文字通訳に対応するオペレーターを配置して支援する「電話リレーサービス」を推進。2020 年施行の「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」に基づき、2021 年7月からの公共インフラとしての電話リレーサービスの開始を目指し準備を進めている。



第7章 国際的な取組

○ 国際協力等の推進

・ 障害者のエンパワメントと障害主流化促進プロジェクト

「JICA(独立行政法人国際協力機構)」の技術協力プロジェクトにより、南アフリカ共和国社会開発省が障害者に対する福祉サービスを地方行政レベルで実施するための指針(ガイドライン)を作成、2020 年 12 月に公表



ガイドライン披露式典